

年末調整を受ける皆さんへ

扶養控除などの申告書は、正しく記載して提出されていますか？

年の途中で次のような事実が生じた場合は、勤務先に対して扶養控除等(異動)申告書を提出する必要があります。

- ① 配偶者等にパート収入などがある場合で年間の給与収入金額が103万円(所得金額38万円)を超える場合。
- ② 扶養親族が就職したことにより、その扶養親族の年間の給与収入金額が103万円(所得金額38万円)を超える場合。
- ③ 本年の途中で、出生などによって扶養親族の数が増加したとき、又は扶養親族であった家族の就職や結婚により扶養親族の数が減少したとき。

配偶者に給与(パート・アルバイト含む)収入がある場合の税と配偶者控除及び配偶者特別控除の関係

配偶者の給与収入	左の所得金額	配偶者の給与収入に所得税が	ご自身の所得から配偶者控除の適用が	ご自身の所得から配偶者特別控除の適用が
103万円未満	38万円未満	かからない	できる	できない
103万円	38万円			
103万円を超え141万円未満	38万円を超え76万円未満	かかる場合があります	できない	できる
141万円以上	76万円以上			できない

配偶者の給与収入が103万円までであれば、配偶者控除(38万円)が受けられます。
配偶者特別控除は、所得によって調整され(下記の表)最高額は38万円です。

配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控除額
	万円
380,001円 から 399,999円 まで	38
400,000円 から 449,999円 まで	36
450,000円 から 499,999円 まで	31
500,000円 から 549,999円 まで	26
550,000円 から 599,999円 まで	21
600,000円 から 649,999円 まで	16
650,000円 から 699,999円 まで	11
700,000円 から 749,999円 まで	6
750,000円 から 759,999円 まで	3
760,000円以上	0



※平成16年分から、配偶者特別控除のうち、合計所得金額が38万円以下の配偶者に該当する場合に配偶者控除と重複して控除される部分が廃止されました。

※控除を受けようとする方の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除を受けることはできません。

還付のための申告書は、ご自分で作成して、早めに提出しましょう！

多額の医療費を支払った方、住宅をローンで購入された方、年末調整を受けずに会社を退職された方などで源泉徴収された所得税の還付を受ける方は、平成17年1月から確定申告書の提出ができます。

早く確定申告書を提出すれば、還付金も早く受け取ることができます。

水口税務署

62-0314

市役所税務課

65-0679